# 第八章 その他

# .政機関の保有する情報の公開に

## する法律

法律知 年五月十四日 兀 号

同 同同同同同同同同 二六年 二四年 五年 一五年 一三年一二月 二年 一六年 一七年一〇月二一日同 年一二月二二日同 六月 七月三一日 七月 一日同 七月一六日同 七月一六日法 五月一九日同 五月二七日同 六月一三日同 六月一三日同 六月二七日同 五月三〇日同 五日同 九日同 第 第一〇二号 第一一九号 第一四〇号 第一六〇号 第 二〇二号 八四号 六一号 六七号 四一号 六六号 九八号 六九号

|改機関の保有する情報の 政 機 関の保有する情報の 公開に 公開に関する法律 .関する法律をここに公布する。

第 章 総則 条 • 第

目次

第 二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)

審查請求等 (第十八条—第二十一条

第八章 その 他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

第四 章 補 崱 (第二十二条—第二十六条)

附則

第 賁 剆

自 的

第一条 この法律は、 を請求する権利につき定めること等により、 国民主権の理念にのっとり、 行政機関の保有する 行政文書の開 民

理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを に説明する責務が全うされるようにするとともに、 情報の一 層の公開を図り、 もって政府の有するその諸活動を国 国民の的

確

な

(定義)

目的とする。

第二条 この法 う。 律に お ķ١ て「行政機関」とは、 次に掲げる機関をい

及び内閣の所轄の下に置かれる機関 法律の規定に基づき内閣に置かれ える機 関 (内閣府を除く。)

九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの 機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあって 内閣府、 宮内庁並びに内閣府設置法 (平成十一年法律第八十

は、 国家行政組織法 当該政令で定める機関を除く。) (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二

にあっては、 当該政令で定める機関を除く。)

項に規定する機関

(第五号の政令で定める機関が置かれる機関

内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法 (昭

第八章 その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

いて準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるも設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項にお和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の

六 会計検査院

特別の機関で、

政令で定めるもの

の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有してい式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該行政機関磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 号) 第二条第七項に規定する特定歴史公文書等 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六

することを目的として発行されるもの

料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除ころにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めると

(平一一法一六○・平二一法六六・一部改正

# 二章 行政文書の開示

(開示請求権

第三条

何人も、

この法律の定めるところにより、

行政機関の長

該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。) に対し、当(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、

(平一一法一六○・一部改正)

(開示請求の手続)

という。) を行政機関の長に提出してしなければならない。う。) は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」とい

人その他の団体にあっては代表者の氏名 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定する人その他の団体にあっては代表者の氏名

に足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めると 行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考場合において、行政機関の長は、開示請求者」という。)に対 となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

う。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」とい第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係

当該行政文書を開示しなければならない

ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 個人を識別することができるもの くは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された 他の記述等 を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、 む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にする 切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の 個人に関する情報 特定の個人を識別することができることとなるものを含 図画若しくは電磁的記録に記載され、 (事業を営む個人の当該事業に関する情報 (他の情報と照合することに 生年月日その

分

ことが予定されている情報 法令の規定により又は慣行として公にされ、 又は公にする ただし、次に掲げる情報を除く。

ことが必要であると認められる情報 人の生命、健康、 生活又は財産を保護するため、 公にする

という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。 十三年法律第百四十号。 百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員 る行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等 人通則法 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 当該個人が公務員等(国家公務員法 (平成十一年法律第百三号) 以下 「独立行政法人等情報公開法 第二条第四項に規定す (昭和二十二年法律第 (独立行政法 (平成

> 報のうち、 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、 以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、 十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 方独立行政法人(地方独立行政法人法 法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る (平成十五年法律第百

定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は るものを除く。)を除く。)から削除した同条第二項第一号に規 とができることとなるもの 報と照合することができ、それにより特定の個人を識別するこ 報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報 関非識別加工情報」という。)若しくは行政機関非識別加工情 ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機 別加工情報 の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する独立行政法人 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 でき、それにより特定の個人を識別することができることとな 十五年法律第五十八号)第二条第九項に規定する行政機関非 非識別加工情報 加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号におい 「独立行政法人等非識別加工情報」という。) 若しくは独立 (同条第十項に規定する行政機関非識別加工情 (同条第十項に規定する独立行政法人等非 (他の情報と容易に照合することが 他 この情

以下同じ。)の役員及び職員、

地方公務員法

(昭和二十五年

て

た同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規 ることができることとなるものを除く。)を除く。)から削除し と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別す 特定の個人を識別することができることとなるもの る保有個人情報 行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定す (他の情報と照合することができ、 それにより (他の情報

定する個人識別符号 法人その他の団体 寅 独立行政法人等、 地方公共団体及び

するため、公にすることが必要であると認められる情報を除 に掲げるもの。ただし、 情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次 人の生命、 健康、 生活又は財産を保護

しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。) に関する

公にすることにより、 当該法人等又は当該個人の権利、 競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

供されたものであって、法人等又は個人における通例として 公にしないこととされているものその他の当該条件を付する 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提

くは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しく 『国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の 公にすることにより、 ると認められるもの ことが当該情報の性質、 国の安全が害されるおそれ、 当時の状況等に照らして合理的であ 他国若し

D

兀 おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由 長が認めることにつき相当の理由がある情 公にすることにより、 刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ 犯罪の予防、 鎮圧又は捜査、

公訴 0 す

ある情報

五. 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、 報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若 法人の内部又は相互間における審議、 国の機関、 独立行政法人等、 地方公共団体及び地方独立行 検討又は協議に関する情 不当に国民の間

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも により、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、 法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること 国の機関、 独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政

難にするおそれ 違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 係る事務に関し、 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

等 当事者としての地位を不当に害するおそれ 地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は 交渉又は争訟に係る事務に関し、 国 独立行政法人

不当に阻害するおそれ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を

支障を及ぼすおそれ 一人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に

を害するおそれ 立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独

行政文書を開示しなければならない。 行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。) 第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る

個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるの個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人を識別することができることととなるものを含む。)又は特定個人を識別することができることととなるものを含む。)又は特定個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人のと識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人のと識別することはできないが、公にすることにより、特定の個人を識別する情報と関する情報と関する情報と

情報を除く。

とが予定されている情報 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするこ

とが必要であると認められる情報

法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政に規定する国家公務員法(昭和二十二年法律第百当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百

員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二

職及び当該職務遂行の内容に係る部分行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び

方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項

第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地

に限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」とい四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するもの号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第号)の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七

その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

第八章

第八章 その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

に、この見の日本(1)、ほご子では、こうでは日本に、見定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規う。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に

るもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げ方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報一 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競め、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

7 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの4 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供 でれたものであって、法人等又は個人における通例として公に されたものであって、法人等又は個人における通例として公に はいらっつ

際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しく

めることにつき相当の理由がある情報

それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお1 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維

生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱をあって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決あって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決る。 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法

り、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法

益を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法

るおそれ

事者としての地位を不当に害するおそれ等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人

当に阻害するおそれ調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不

障を及ぼすおそれ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支

行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害・独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立

#### するおそれ

(平一三法一四〇・平一四法九八・平一五法六一・平一五法一一九・平一

七法一〇二・平二四法四二・平二六法六七・平二八法五一・一部改正

、部分開示

る部分を容易に区分して除くことができるときは、 情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されてい 当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。た 行政機関の長は、 開示請求に係る行政文書の一 開示請求者に 部に不開示

認められるときは、この限りでない。

ときは、当該部分を除いた部分は、 にしても、 別することができるものに限る。)が記録されている場合におい することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識 当該情報のうち、氏名、 個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる 生年月日その他の特定の個人を識別 同号の情報に含まれないもの

# (公益上の理由による裁量的開示)

とみなして、

前項の規定を適用する。

合であっても、 (第五条第一号の二に掲げる情報を除く。) 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報 当該行政文書を開示することができる 公益上特に必要があると認めるときは、 が記録されている場 開示請求

第八章 その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律) (平二八法五一・一部改正)

## (行政文書の存否に関する情 報

第八条 きは、 いるか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなると 行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしない 開示請求に対し、 当該開示請求に係る行政文書が存在して

で、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置

第九条 ければならない。 旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しな を開示するときは、その旨の決定をし、 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部 開示請求者に対し、その

2 ければならない。 旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しな 係る行政文書を保有していないときを含む。)は、 とき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない 開示をしない

(開示決定等の期限

第十条 正に要した日数は、当該期間に算入しない。 第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、 請求があった日から三十日以内にしなければならない。 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示 当該補

2 内に限り延長することができる。 その他正当な理由があるときは、 前項の規定にかかわらず、 行政機関の長は、 この場合において、 同項に規定する期間を三十日以 事務処理上 行政機関の 一の困 難

由を書面により通知しなければならない。長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理

第八章

その他

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

(開示決定等の期限の特例)

により通知しなければならない。 に規定する期間内に、 すれば足りる。この場合において、 に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定 場合には、 をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある 請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等 残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、 前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、 開示請求者に対し 行政機関の長は、 次に掲げる事項を書面 同条第一項 開示請求 開示

一 本条を適用する旨及びその理由

一残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送

政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面によ案を移送することができる。この場合においては、移送をした行機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長におり作成されたものであるときその他他の行政機関の長におり作成されたものであるときその他他の行政機関の長におりにより作成されたものであるときでの他他の行政機関の長におりにより作成された。

2

関項の

規定により事案が移送されたときは、

移送を受けた行政

通知しなければならない

送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなおばならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなけ

て、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力を機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合におい項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一

3

しなければならない。

|独立行政法人等への事案の移送|

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときる、当該独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行ければならない。

法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求は、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案について

書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、 機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十 等情報公開法第十条第一 情報公開法の規定を適用する。 項中 第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第 「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは 項中 「第四条第一 この場合において、 一項」とあるのは 独立行政法人 「開示請 「法人文 「行政

3 機関の長は、 けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、 第一項の規定により事案が移送された場合において、 当該開示の実施に必要な協力をしなければならな 移送をした行政 移送を受

求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

(平一三法一四〇・追加

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示決定等をするに当たって、 う。) に関する情報が記録されているときは、 条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」とい 共団体、 示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知し 意見書を提出する機会を与えることができる。 地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この 開示請求に係る行政文書に国、 当該情報に係る第三者に対し、 独立行政法人等、 行政機関の長は、 地方公 開

決定に先立ち、 示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出 行政機関の長は、 第八章 当該第三者に対し、 その他 次の各号のいずれかに該当するときは、 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律) 開示請求に係る行政文書の表 開示

判 する機会を与えなければならない。 1明しない場合は、この限りでない。 ただし、 当該第三者の所 在が

号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 とする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しよう

定により開示しようとするとき。 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規

3

行政機関の長は、

前

二項の規定により意見書の提出の機会を与

を提出した第三者に対し、 ちに、当該意見書 (第十九条において「反対意見書」という。) ばならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直 の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなけれ 見書を提出した場合において、開示決定をするときは、 えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意 開示決定をした旨及びその理由並びに 開示決定

(平一三法一四○・平一五法一一九・平二六法六九・一部改正

開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

開 示の実施

第十四条 当な理由があるときは、 政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正 方法による行政文書の開示にあっては、 状況等を勘案して政令で定める方法により行う。 しの交付により、 行政文書の開示は、 電磁的記録についてはその種別、 その写しにより、これを行うことができ 文書又は図画については閲覧又は 行政機関の長は、 ただし、 情報化の進展 閲覧の

六八二

る

2 ばならない。 ところにより、 める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なけれ 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、 当該開示決定をした行政機関の長に対し、 政令で定める その求

3 に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があると た日から三十日以内にしなければならない。 前項の規定による申出は、 第九条第一項に規定する通知があっ ただし、 当該期間内

きは、この限りでない。

受けた日から三十日以内に限り、 を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、 ただし書の規定を準用する。 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を 行政機関の長に対し、 更に開示 前項

(他の法令による開示の実施との調整

第十五条 開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による る場合にあっては、 法で開示することとされている場合(開示の期間が定められてい 開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同 行政機関の長は、 当該期間内に限る。) には、 他の法令の規定により、 同項本文の規定 何人にも開示 一の方

縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、 前項の規定を適用す 当該

2

る

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政 で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料 令で定めるところにより、それぞれ、 実費の範囲内において政令

2 すい額とするよう配慮しなければならない。 を納めなければならない。 前項の手数料の額を定めるに当たっては、 できる限り利用しや

3 又は免除することができる。 ときは、政令で定めるところにより、 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認める 第一項の手数料を減額し

、権限又は事務の委任

第十七条 することができる。 より、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任 及び会計検査院にあっては、 行政機関の長は、政令 当該機関の命令)で定めるところに (内閣の所轄の下に置かれる機関

第三章 審査請求等 (平二六法六九・改称

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等

第十八条 ついては、行政不服審査法 第十七条、 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求に 第二十四条、 (平成二十六年法律第六十八号) 第九 第二章第三節及び第四節並びに第五

十条第二項の規定は、 一示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について 適用しない。

2

政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。 員」という。)」とあるのは「第四条(行政機関の保有する情報の の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行 の行政不服審査法第二章の規定の適用については、 公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二十条第二項 一項中「第九条第一項の規定により指名された者 同法第十一条 (以下 -以下 審理

号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」と 当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経た ては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該 じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しな 情報保護審査会(審査庁が会計検査院の長である場合にあっ 第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開 たとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨 とき)」とあるのは「受けたとき」と、 の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、 理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あっ あるのは 「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審 別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同 (同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。) にあっ 「情報公開・ 個人情報保護審査会」とする。 同法第五十条第一項第四 個人 同法 て

(平二六法六九・全改

審査会への諮問

第八章

その他

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求

長は、 が会計検査院の長である場合にあっては、 があったときは、 人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関 別に法律で定める審査 情報公開

に諮問しなければならない。

文書の全部を開示することとする場合 'いて反対意見書が提出されている場合を除く。) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行 審査請求が不適法であり、却下する場合 (当該行政文書の開示に

2 項の規定により諮問をした行政機関の長は、 次に掲げる者に

対し、 定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号におい 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第十三条第四項に) 諮問をした旨を通知しなければならない。

二 開示請求者 を除く。) (開示請求者が審査請求人又は参加人である場合

て同じ。)

を除く。) 出した第三者 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合

(平一三法一四〇・平二六法六九・一部改正)

一者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

第二十条 る裁決をする場合について準用する。 第十三条第三項の規定は、 次の各号のいずれかに該当す

第八章 その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、 又は棄却

行政文書を開示する旨の裁決 を開示する旨の決定を除く。) 文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。 審査請求に係る開示決定等 を変更し、 (開示請求に係る行政文書の全部 (第三者である参加人が当該行政 当該審査請求に係る

2

2 いては、 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求につ 政令で定めるところにより、 行政不服審査法第四条の規

る

(平二六法六九・一部改正

定の特例を設けることができる

訟の移送の特例

第二十一条 十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開 行政事件訴訟法 (昭和三十七年法律第百三十九号) 第 示

起された場合においては、 係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟 決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に (次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。) が提 同法第十二条第五項の規定にかかわら

る抗告訴訟をいう。 査請求に対する裁決に係る抗告訴訟 示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審 次項において同じ。)が係属しているとき (同法第三条第一項に規定す

他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開

2

けるべき証人の住所、

争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮

当事者の住所又は所在地、

尋問を受

当該特定管轄裁判所は、

部又は一 して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、 部について、 当該他の裁判所又は同法第十二条第一 訴訟の全 項

訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用 は開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告 項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しく ら第三項までに定める裁判所に移送することができる 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同

(平一三法一四○・一部改正、平一五法六一・旧第三十六条繰上・一部改

平一六法八四・平二六法六九・一部改正

第四章

、開示請求をしようとする者に対する情報の提供等

第二十二条 有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしよ する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保 つ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関 行政機関の長は、 開示請求をしようとする者が容易か

うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 総務大臣は、 この法律の円滑な運用を確保するため、 開示請 求

法六六・旧第二十三条繰上・一部改正 (平一一法一六○・一部改正、平一五法六一・旧第三十八条繰上、

に関する総合的な案内所を整備するものとする

施 行の状況の公表

第二十三条 総務大臣は、 行政機関の長に対し、この法律の施行

ゎ

状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公

表するものとする。

(平一一法一六○・一部改正、平一五法六一・旧第三十九条繰上、平二一

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実) 法六六・旧第二十四条繰上)

2

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図

国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で

する施策の充実に努めるものとする。

(平一五法六一・旧第四十条繰上、平二一法六六・旧第二十五条繰上)

(地方公共団体の情報公開)

有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施す第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保

(平一五法六一・旧第四十一条繰上、平二一法六六・旧第二十六条繰上)

(政令への委任)

るよう努めなければならない。

必要な事項は、政令で定める。 第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため

(平一三法一四〇・旧第四十三条繰上、平一五法六一・旧第四十二条繰

上、平二一法六六・旧第二十七条繰上)

#### 除日

1

第八章

その他

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内にお

まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条いて政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中

(平成一二年政令第四〇号で平成一三年四月一日から施行)

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、そ政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行

(平一三法一四〇・旧第三項繰上)

**則** (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法

(施行の日=平成一三年一月六日)

\_

一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三

条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う

経過措置)

### 第十四条

3

の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においては、新情報公開法第二十三条第一項の規定による情報公開審査会は、新情報公開法の施行の日がこの法律の施行の日以後である場合に

も行うことができる

第八章

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の (別に定める経過措置

施行に伴い必要となる経過措置は、

別に法律で定める

〇中央省庁等改革関係法施行法 (平成一一法律一六

申請等に関する経過措置

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律 係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の (以下「改革関

いて、 法等の施行後は、 その他の行為は、 機関がした免許、 相当の国の機関がした免許、 許可、 法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係 改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づ 認可、 承認、 許可、 指定その他の処分又は通知 認可、 承認、 指定その

他の処分又は通知その他の行為とみなす。

施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してさ に対してされている申請、 めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、 れた申請 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関 届出その他の行為とみなす。 届出その他の行為は、 改革関係法等の 法令に別段の定

いる事項で、 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対 届出、 改革関係法等の施行の日前にその手続がされていな 提出その他の手続をしなければならないとされて

3

用する いないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適 続をしなければならないとされた事項についてその手続がされて 規定により相当の国の機関に対して報告、 係法等の施行後は、これを、 いものについては、 法令に別段の定めがあるもののほか、 改革関係法等の施行後の法令の 届出、 提出その他の手 改革関

(罰則に関する経過措

第千三百三条 用については、なお従前の例による 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則

の

滴

(政令への委任

第千三百四十四条 か、 条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるものの 改革関係法等の施行に関し必要な経過措置 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一 (罰則に関する ほ

過措置を含む。)は、 政令で定める。

施行期日

則

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

抄

第一条 この法律 号に定める日から施行する。 月六日から施行する。 (第二条及び第三条を除く。) は、 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 平成十三年一

二項、 に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分 第九百九十五条(核原料物質、 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 核燃料物質及び原子炉の規制 第千三百二十四条第

#### 公布の É

則 (平成一三年一二月五日法律第一四〇号)

附

施行期日

において政令で定める日から施行する この法律は、 公布の日から起算して一 年を超えない範囲内

(平成一四年政令第一九八号で平成一四年一〇月一日から施行)

(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)

前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の

公開

置に伴う経過措置

第四条

従前の 規定する開示請求をいう。 に関する法律第五条、第十二条の二及び第十三条第一項の規定 前条の規定の施行後にされた開示請求 例による。 前条の規定の施行前にされた開示請求については、 以下この条において同じ。)について (同法第四条第一項に なお

則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日

第 各号に掲げる規定は、 この法律は、 公社法の施行の目から施行する。ただし、 当該各号に定める日から施行する。 次

(施行の日=平成一五年四月一日)

三十九条の規定 附則第二十八条第二 第 一章第一節 (別表第一から別表第四までを含む。) 並びに 公布の 二項、 第三十三条第二項及び第三項並びに第

第八章 その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律) (その他の経過措置の政令への委任

第三十九条 の施行に関し必要な経過措置 この法律に規定するもののほか、 (罰則に関する経過措置を含む。) 公社法及びこの法律

は 政令で定める。

則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号)

施行期日

第 法律の施行の日から施行する 条 この法律は、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する

(施行の日=平成一七年四月一日

.情報公開審査会の廃止及び情報公開・ 個人情報保護審査会の設

第二条 機関の保有する情報の公開に関する法律(以下この条におい 「旧行政機関情報公開法」という。)第二十三条第一項又は第二 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前 の行

設置法 れぞれ、 旧行政機関情報公開法第二十三条第一項又は第二項の規定により れる者の任期は、 ものとみなす。この場合において、 定により情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命された 項の規定により任命された情報公開審査会の委員である者は、そ (平成十五年法律第六十号)第四条第一項又は第二項の規 この法律の施行の日に、 同条第四項の規定にかかわらず、同日における 情報公開·個人情報保護審査会 その任命されたものとみなさ

の法律の施行の際現に旧行政機関情報公開法第二十四条第一

任命された情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同

2

期間とする

(平成十五年法律第百十

第八章

項の規定により定められた情報公開審査会の会長である者又は同

条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、 の法律の施行の日に、 情報公開·個人情報保護審查会設置法第五

定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみな 条第一 項の規定により会長として定められ、 又は同条第三項の規

3 施 この法律の施行前に情報公開審査会にされた諮問でこの法律の 行の際当該諮問に対する答申がされていないものは情報公開・

個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、

当該諮問について情

報公開審査会がした調査審議の手続は情報公開 査会がした調査審議の手続とみなす。 個人情報保護審

(守秘義務等に関する経過措置

第三条 知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、 情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して 第八条の規

定の施行後も、

なお従前の例による。

た行為に対する罰則の適用については、 前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にし 第八条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任 前二条に定めるものの いほか、 この法律の施行に関し必要な

経過措置は、 政令で定める。

則 -成一五年七月一六日法律第一一九号)

抄

(施行期日

第一条 八号) この法律は、 の施行の日から施行する。 地方独立行政法人法

(施行の日=平成一六年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任

第六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必

要な経過措置は、 附 則 政令で定める

(平成一六年六月九日法律第八四号)

抄

施行期日

第 る規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に **一条** この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

(平成一六年政令第三一一号で平成一七年四月一日から施行

附則第三十八条第三号及び第四十五条の規定

行政機関

の保

整備等に関する法律 又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日 有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律 (平成十五年法律第六十一号) の施行 0 ö

律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施行の日及びこ (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の の法律の施行の日=平成一七年四月一日)

部改正に伴う

経過措置

第四十六条 保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報 の

の施行の日前である場合には、 同法の施行の日の前日までの間に 附則第十四条第二項、 第十八条及び第三十条の規定

公布の

おける行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第

一項の規定の適用については、 同項中「第十二条」とあるのは、

「第十二条第一項から第三項まで」とする。

(施行期日 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

この法律は、 郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年一〇月一日 則 (平成二一年七月一日法律第六六号)

(施行期日

条 この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。 (平成二二年政令第二四九号で平成二三年四月一日から施行)

附 (平成二四年六月二七日法律第四二号)

(施行期日

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(平成二六年六月一三日法律第六七号)

(施行期日)

第 う。)の施行の日から施行する。ただし、 一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第六十六号。 以下 「通則法改正法」とい 次の各号に掲げる規定

当該各号に定める日から施行する

(施行の日=平成二七年四月一日

第二十八条 (処分等の効力 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれ

れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において べき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそ の法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はす

相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみ 基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の 「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに

なす。 (その他の経過措置の政令等への委任

第三十条 の施行に関し必要な経過措置 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律 (罰則に関する経過措置を含む。)

める。 は、 政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定

附

(施行期日) (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、

行政不服審査法

(平成二十六年法律第六十八

(施行の日=平成二八年四月一日

経過措置の原則

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立

第八章

その他 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律

第八章

従前の例による。ものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なおものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るてであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為

(訴訟に関する経過措置

しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したも提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを第大条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対

にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起あっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決

については、なお従前の例による。

の取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。ければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものな形後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなる改正後の法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりこの法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定により

は、なお従前の例による。の訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消し

る

3

(その他の経過措置の政令への委任)

施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の

、政令で定める。

抄

(施行期日) 附則(平成二八年五月二七日法律第五一号)

囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範

及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二九年政令第一八号で平成二九年五月三〇日から施行)

(政令への委任)

過措置は、政令で定める。 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経

(個人情報の一体的な利用促進に係る措置)

2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人は、「第二条第三項」とあるの前項の規定の適用については、同項中「第二条第五項」とあるの前項の規定の適用については、同項中「第二条第五項」とあるの (平成二十七年法律第六十五号)の施行の日までの間における特定の個人 (相談)の (相談)の

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三七号)

(施行期日)

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次

一及び三

条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第除く。)に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分をを除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第百二十九条並びに次条、附則第三条、第五十条、第六条、第七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八

第八章

その他

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)

田内において、各規定につき、政令で定める日 田内において、各規定につき、政令で定める日 田内において、各規定につき、政令で定める日 田内において、各規定につき、政令で定める日 田内において、各規定につき、政令で定める日

令和三年政令第二九一号で令和四年四月一日から施行

(政令への委任)

める。 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し

第八章

# )行政機関の保有する情報の公開に

## する法律施行令 抄

政 令 第 四 十 一 号平成十二年二月十六日

令和三年七月二日政令第一九五号

2

する。 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令をここに公布

年法律第四十二号)第二条第一項第四号及び第五号並びに第二項第 内閣は、 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一

十七条第二項並びに第四十三条の規定に基づき、この政令を制定す 条第一項及び第二項、 第三条、 第九条第一項、 第十六条第一項及び第三項、 第十三条第一項及び第二項、第十四 第十七条、

、開示請求書の記載事項

る

第五条 げる事項を記載することができる。 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲

求める開示の実施の方法

項第一号ニ及び第三項第三号へに掲げる方法以外の方法による 事務所における開示(次号に規定する方法並びに第九条第二

> 二項第一号並びに第十一条第一項第三号において同じ。)の実 希望する日 施を求める場合にあっては、 当該事務所における開示の実施

行政文書の開示をいう。以下この号、

次条第一項第三号及び第

写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合

にあっては、 その旨

号並びに第十四条第四項において「開示の実施の方法」とは、 前項第一号、次条第一項第一号及び第二号、 第十一条第一項第

第九条に規定する開示の実施の方法をいう。

(法第九条第一項の政令で定める事項) (平一五政四九一・平一七政三七一・一部改正

第六条 する。 法第九条第一項の政令で定める事項は、 次に掲げる事項と

実施の方法 開示決定に係る行政文書について求めることができる開 示 'n

下 により開示実施手数料を減額し、 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料 「開示実施手数料」という。) の額 又は免除すべき開示の実施の (第十四条第四項の規定

方法については、その旨を含む。

二項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実 所並びに事務所における開示を希望する場合には法第十四条第 事務所における開示を実施することができる日、 時間及び場

施することができる日のうちから事務所における開示の実施を

希望する日を選択すべき旨

兀 ける準備に要する日数及び送付に要する費用 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合にお

Ŧī. 政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他 項第三号(同号へに係る部分に限る。)に定める方法による行 第九条第二項第一号(同号ニに係る部分に限る。)又は第三

T該開示の実施に必要な事項

とする。

開示請求の年月日

2 開示請求書に前条第一項各号に掲げる事項が記載されている場

かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 合における法第九条第一項の政令で定める事項は、 前項の規定に

とができる場合(事務所における開示については、 前条第一項第一号の方法による行政文書の開示を実施するこ 同項第二号

める事項とする。

項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項(同条第一項 第一号の方法に係るものを除く。)並びに前項第二号に掲げる の日に実施することができる場合に限る。) その旨並びに前

前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる

事項

(法第十三条第一項の政令で定める事項) (平一四政三八六・平一五政四九一・平一七政三七一・一部改正

第七条 法第十三条第一項の政令で定める事項は、 次に掲げる事項

開示請求の年月日

る情報の内容 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関

第八条 法第十三条第二項の政令で定める事項は、 (法第十三条第二項の政令で定める事項 次に掲げる事項

法第十三条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び

る情報の内容 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関す

当該規定を適用する理由

意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(行政文書の開示の実施の方法)

第九条 当該各号に定めるものを閲覧することとする 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、 それぞれ

もの) の規定が適用される場合にあっては、次項第一号イに規定する のを除く。) 文書又は図画(次号から第四号まで又は第四項に該当するも 当該文書又は図画(法第十四条第一項ただし書

二 マイクロフィルム 映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該 マイクロフィルムを日本産業規格A列一番 当該マイクロフィルムを専用機器により (以下「A一判」と

いう。) 以下の大きさの用紙に印刷したもの

第八章

- じ。)に印画したものメートルのものに限る。以下同メートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同メートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリ三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦八十九ミリ
- したもの 第四号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写四 スライド(第五項に規定する場合におけるものを除く。次項
- は、それぞれ当該各号に定める方法とする。 用法」という。) 第七条第一項) の規定による開示の実施の方法する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活にあっては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項(第一号ニ
- があった場合(以下「電子開示請求の場合」という。)に限 のを除く。) 次に掲げる方法(ロからニまでに掲げる方法に のを除く。) 次に掲げる方法(ロからニまでに掲げる方法に あっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがな く、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることがで きるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当 きるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)に及り は に掲げる方法にあっては情報通信技術活用法第六条第一項の規 に掲げる方法にあっては情報があった場合」という。)に限

る。 )

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画し、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本産業規格A列二番(以下「A二判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に神画したものの交付の立ちで表表に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に和ラーで複写した「当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写した「当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写した「当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写した「日本の交付」という。

○ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁へ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁へ 当該文書又は図画を用して行う方法(別表一の項リ定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表一の項リ定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表一の項リ定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表のでといる。以本で、「一文は光ディスク(日本産業規格X○六○六及びX下同じ。)又は光ディスク(日本産業規格X○六○六及びX下同じ。)又は光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以本が、「大会ので、「大会ので、」といる。以来では、「大会ので、」といる。以来では、「大会ので、」といる。

- 列四番(以下「A四判」という。)の用紙に印刷したものの交二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A
- 又はA三判の用紙に印刷したものの交付付。ただし、これにより難い場合にあっては、A一判、A二判
- ご 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの
- 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政
- 一録音テープ(第五項に規定する場合におけるものを除く。以令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- たものの聴取 イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生し下この号において同じ。) 又は録音ディスク 次に掲げる方法
- のに限る。別表五の項ロにおいて同じ。)に複写したものの(日本産業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のもロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- ロー当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットー生したものの視聴ー 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再
- 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付テープ(日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十1 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセット

- 理装置及びプログラムにより行うことができるもの(へに掲げく。) 次に掲げる方法であって、行政機関がその保有する処三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除
- イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したもる方法にあっては、電子開示請求の場合に限る。)
- 聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視

のの閲覧

ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したも聴

七の項ロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視

- 一 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出のの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)
- 光ディスクに複写したものの交付ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は

力したものの交付

織を使用する方法」という。)

《 当該電磁的記録を電子情報処理組織(行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子情報処理組織(行政機関の使用に係る電子情報処理組織(行政機関の使用に係

兀 とができない特性を有するものに限る。) 電磁的記録 (前号ホに掲げる方法による開示の実施をするこ 次に掲げる方法で

その他

り行うことができるもの 行政機関がその保有する処理装置及びプログラムによ

前号イからハまでに掲げる方法

ルテープ(日本産業規格×六一〇三、×六一〇四又は×六一 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリー

る ○五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限 別表七の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付

カートリッジ(日本産業規格X六一二三、X六一三二若しく 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープ

はX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規

しくは一五三○七に適合するものに限る。 (以下「国際規格」という。) 一四八三三、一五八九五若 別表七の項ヌにお

いて同じ。) に複写したものの交付

リッジ(日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国 際規格一五七五七に適合するものに限る。 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカート

別表七の項ルにお

カートリッジ(日本産業規格X六一二七、 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープ X六一二九、X六

て同じ。)に複写したものの交付

において同じ。) に複写したものの交付 別表七の項ヲ

> 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの

掲げる方法とする。 テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音

5

当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生した

複写したものの交付 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに

政一八三・一部改正 (平一五政四九一・平一七政三七一・平二二政二五○・令元政四四・令元

第十条 ければならない 法第十四条第二項の規定による申出は、 書面により行わな

(開示の実施の方法等の申出

2 きは、法第十四条第二項の規定による申出を改めて行うことを要 る。)において、第五条第一項各号に掲げる事項を変更しないと 定する通知があった場合 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一項に規 (開示実施手数料が無料である場合に限

(法第十四条第二項の政令で定める事項)

# 第十一条 法第十四条第二項の政令で定める事項は、 次に掲げる事

- 求める開示の実施の方法(開示決定に係る行政文書の部分ご
- 及び当該部分ごとの開示の実施の方法) とに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨
- 場合にあっては、その旨及び当該部分 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、 当該事

開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める

- 務所における開示の実施を希望する日 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合
- 定する通知があった場合(開示実施手数料が無料である場合を除 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一 項に規

にあっては、その旨

規定にかかわらず、 く。)における法第十四条第二項の政令で定める事項は、 行政文書の開示を受ける旨とする 前項の

# (更なる開示の申出

- を記載した書面により行わなければならない。 法第十四条第四項の規定による申出は、 次に掲げる事項
- 法第九条第一項に規定する通知があっ
- 前条第一項各号に掲げる事項

最初に開示を受けた日

2 き開示を受けた場合にあっては、 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書(その一部に 当該部分)につきとられた開

第八章

その他

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令)

理由があるときは、この限りでない。 はできない。ただし、 示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めること 当該同一の方法を求めることにつき正当な

(手数料の額等)

第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手 数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする 開示請求に係る行政文書一件につき三百円(情報通信技術活 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)

上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、 の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、 別表の

織を使用して開示請求をする場合にあっては、二百円

用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理

じ。) に達するまでは無料とし、 求めた際の基本額を加えた額) あっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を 本額 以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、 実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額 て既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であっ 該イからハまでに定める額。 (次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当 (法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合に ハを除き、以下この号において同 が前号に定める額に相当する額 前号に定める額に相当する額 同表の中欄に掲げる開示 (複数の

その他

額に相当する額を減じた額とする。する額を超えるときを除く。)は当該基本額から前号に定める

- る額(以下この号において「開示請求手数料相当額」とい項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当す項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当す該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第十七条第一項の規定に基づき、独立行政法人等という。)第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等という。)第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等という。)第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成本)
- 行政法人等と協議して定める額 「一班立行政法人等情報公開法第十三条第一項の規定に基づき開 「一頭」が表別では、当該独立がでま施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立 「一頭」が表別では、大学情報公開法第十三条第一項の規定に基づき 独立行政法人等情報公開法第十三条第一項の規定に基づき
- 公額一部について移送して、当該独立行政法人等と協議して定長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額の一部について移送した場合。

2

定の適用については、

当該複数の行政文書を一件の行政文書とみ

.示請求を一の開示請求書によって行うときは、

前項第一号の規

開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の

- 次加えた額を基本額とみなす。 求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順求めた当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施をなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける
- | 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数のァイルをいう。) にまとめられた複数の行政文書||二十一年法律第六十六号) 第五条第二項に規定する行政文書フ

一の行政文書ファイル(公文書等の管理に関する法律

(平成

くは前条第一項に規定する書面に収入印紙を貼って納付しなけれ掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若し開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに行政文書

3

一次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文ばならない。

書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

特許庁

して行政機関の長が官報に公示したもの 数料の納付について収入印紙によることが適当でないものと 関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手関が保有する行政文書に係る開示請求手数料については、当該委任できる部局又は機関(開示請求手数料については、当該委任 ての長が第十五条第一項の規定による委任を受けることが ローその長が第十五条第一項の規定による委任を受けることが

手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務 所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において )のを除く。) の事務所において開示請求手数料又は開示実施 行政機関又はその部局若しくは機関 (前号イ及びロに掲げる 所

る する費用を納付して、 行政文書の開示を受ける者は、 示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合 この場合において、 「該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開 行政文書の写しの送付を求めることができ 当該費用は、 開示実施手数料のほか送付に要 総務省令で定める方法によ

平一五政四八三・平一五政四九一・平一七政三七一・平二一政三一〇・平 (平一二政一六六・平一四政一九九・平一四政三八五・平一四政三八六・ 納付しなければならない。

(手数料の減免

二二政二五○・令元政一八三・一部改正

第十四条 付する資力がないと認めるときは、 政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納 員があるときは、 行政機関の長 開示実施手数料を減額し、 当該職員。以下この条において同じ。)は、 (法第十七条の規定により委任を受けた職 開示請求一件につき二千円を 又は免除することができ

する者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようと 併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載し

第八章

その他

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令)

2

を理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明す 百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること た申請書を行政機関の長に提出しなければならない。 前 項の申請書には、 その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を 申請人が生活保護法 (昭和二十五年法律第

3

4 証明する書面を添付しなければならない 第一 項の規定によるもののほか、 行政機関の長は、 開 示決定に

る書面を、

ことが適当であると認めるときは、 開 係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させる 示実施手数料を減額し、 又は免除することができる。 当該開示の実施の方法に係る

(権限又は事務の委任)

第十五条 報官、 用する場合を含む。) 内庁法 十五条の施設等機関の長、 審議会等若しくはその事務局の長、 要政策に関する会議の長、 は第五十三条の官房、 官 副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、 しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、 十七条の規定により、内閣総務官、 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条若しく 内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括 (昭和二十二年法律第七十号) 第十八条第一項において準 行政機関の長(第四条に規定する者を除く。) の特別の機関若しくはその事務局の長 局若しくは部の長、 同法第三十七条若しくは第五十四条の 同法第四十条若しくは第五十六条 国家安全保障局長、 同法第三十九条若しくは第五 同法第十七条第一項若 同法第十八条の重 は、 内閣官房 内閣広

六九九

第八章

くは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若し府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局の長、内閣

閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第

十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第

の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、

支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に支分部局の長若しくは同法第二十号)第七条の官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の下房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはぞの事務局の長、同法第八条の審議会等若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の法(昭和二年法律第三十六号)第十三条第一項の職又は国家行政法(令和三年法律第三十六号)第十三条第一項の職又は国家行政法(令和三年法律第三十六号)第十三条第一項の職又は国家行政法(令和三年法律第三十六号)第十三条第一項を職に

法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任

することができる

務のうちその所掌に係るものを委任することができる。第三十三条第一項の地方機関の長に法第二章に定める権限又は事は第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは常二十九条第一項の設官官房若しくは局、同警察庁長官は、法第十七条の規定により、警察法(昭和二十九

務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならなうとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事うとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務を委任しよ

平二六政一九五・平二六政四〇一・平二七政三九二・令三政一九五・一部(平一二政三〇三・平一五政二〇一・平一五政四八三・平二五政三四九・

改正)

#### 附則

る。

デジタル庁設置

この政令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行す

別表(第十三条関係)(平一七政三七一・全改、平二三政二五〇・旧別表第一・一部改正、令元政四四・令元政一八三・一部改正)

人 山 電	力質	^		即	ホ	1	1.1	đ.	<i>n</i>	ハ	印	口口	S)	まで又は八の項に該当するものを除	一 文書又は図画(二の項から四の項   イ	行政文書の種別開示
合する直径百二十ミリメートルの光規格Ⅹ○六○六及びⅩ六二八一に適電磁的記録を光ディスク(日本産業	カートリッジに複写したものの交付電磁的記録をフレキシブルディスク	スキャナにより読み取ってできた		即画したものの交付	撮影した写真フィルムを印画紙に	したものの交付	複写機により用紙にカラーで複写	ものを除く。)	の交付(ニに掲げる方法に該当する	複写機により用紙に複写したもの	印画したものの閲覧	撮影した写真フィルムを印画紙に			閲覧	開示の実施の方法
を加えた額一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円	円を加えた額	一枚につき五十円に当該文書又は図画一枚ごとに十	円)に十二枚までごとに七百六十円を加えた額	百五十四ミリメートルのものについては、五百二十	一枚につき百二十円(縦二百三ミリメートル、横二	円、A一判については百八十円)	用紙一枚につき二十円(A二判については百四十		一判については八十円)	用紙一枚につき十円(A二判については四十円、A	えた額	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加			百枚までごとにつき百円	開示実施手数料の額

ŧ	1
	)
_	_

一巻につき三百九十円	イ 専用機器により映写したものの閲	四 スライド(九の項に該当するもの	兀
円)			
五十四ミリメートルのものについては、四百三十			
一枚につき三十円(縦二百三ミリメートル、横二百	ロ 印画紙に印画したものの交付		
一枚につき十円	イ 印画紙に印画したものの閲覧	三 写真フィルム	$\equiv$
は六百九十円)			
円、A二判については三百七十円、A一判について			
用紙一枚につき八十円(A三判については百四十	ハ 用紙に印刷したものの交付		
	覧		
一巻につき二百九十円	ロ 専用機器により映写したものの閲		
用紙一枚につき十円	イ 用紙に印刷したものの閲覧	二 マイクロフィルム	
	方法		
当該文書又は図画一枚につき十円	リ 情報通信技術活用法の適用による		
	限る。)に複写したものの交付		
	装置で再生することが可能なものに		
	十ミリメートルの光ディスクの再生		
	規格X六二四一に適合する直径百二		
十円を加えた額	電磁的記録を光ディスク(日本産業		
一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに	チ スキャナにより読み取ってできた		
	ものの交付		
	が可能なものに限る。)に複写した		
	ディスクの再生装置で再生すること		

	ハの耳に該当するものを防くし	文は	六 ビデオテープ又はビデオディスク		のを除く。) 又は録音ディスク 五 録音テープ (九の項に該当するも		を除く。)
コ 用紙にカラーで出力したものの交 用紙にカラーで出力したものの交	に 専用機器により再生したものの 関又は視聴 関フは視聴 場がる方法に該当するものを除 場がる方法に該当するものを除	'	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	のの交付 録音カセットテープに複写したも	取	ロ 印画紙に印画したものの交付	覧
一枚につき五十円に一ファイルごとに二百十円を加	用紙一枚につき十円	T	一巻につき二百九十円	一巻につき四百三十円	一巻につき二百九十円	十四ミリメートルのものについては、千三百円)一枚につき百円(縦二百三ミリメートル、横二百五	

ファイルごとに二百十円を加えた額   五七に適合するものについては三千二百円)
カートリッジに複写したものの交付   合するものについては二千六百円、国際規格一五七
の磁気テープ 一巻につき千八百円
千九百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
いてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二
三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものにつ
ープカートリッジに複写したものの   するものについては二千五百円、国際規格一四八三
幅十二・七ミリメートルの磁気テ   一巻につき八百円(日本産業規格X六一三五に適合
ンリールテープに複写したものの交 えた額
のオープ   一巻につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加
電子情報処理組織を使用する方法   一ファイルにつき二百十円
のに限る。)に
トルの光ディスクの再生装置で再生
四一に適合する直径百二十ミリメー 加えた額
(日本産業規格Ⅹ六二 │一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を
のに限る。)に複写したものの交付
再生装置で再生することが可能なも
百二十ミリメートルの光ディスクの
〇六及びX六二八一に適合する直径   た額
(日本産業規格×○六   一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加え

		額を算定する。
一の項ハ若しくはニ、二の項ハ又は七の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として	又は七の項ハ若しくはニの場合において、	備考 一の項ハ若しくはニ、二の項ハ
を加えた額)		
は、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円	ものの交付	
五千二百円(スライド二十枚を超える場合にあって	ロ ビデオカセットテープに複写した	に限る。)
	聴	第五項に規定する場合におけるもの
一巻につき六百八十円	イ 専用機器により再生したものの視	九 スライド及び録音テープ (第九条
ムについては二千六百五十円)を加えた額		
いては三千二百円、三十五ミリメートル映画フィル		
千七百五十円 (十六ミリメートル映画フィルムにつ)		
については一万百円)に記録時間十分までごとに二		
ては一万三千円、三十五ミリメートル映画フィルム	ものの交付	
ビデオカセットテープに複写した   六千八百円(十六ミリメートル映画フィルムについ	ロ ビデオカセットテープに複写した	
	聴	
一巻につき三百九十円	イ 専用機器により映写したものの視	八 映画フィルム
に一ファイルごとに二百十円を加えた額		
は、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円)	の交付	
	テープカートリッジに複写したもの	
一巻につき五百九十円(日本産業規格X六一二九、	ヲ 幅三・八一ミリメートルの磁気	

#### 国際平和協力法規集

(令和4年度)

令和5年3月31日発行

 編集
 内
 閣
 府

 国際平和協力本部事務局

#### мемо

#### мемо